

廃棄物処理料金改定

区分	廃棄物の種類	処理料金
I	[安定型産業廃棄物①] 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石綿含有廃棄物	18,000 円／t
II	[安定型産業廃棄物②] 廃プラスチック類、ゴムくず	21,000 円／t
III	[管理型産業廃棄物①] 紙くず、木くず、繊維くず、鋳さい、ばいじん、燃え殻、無機性汚泥、有機性汚泥	21,000 円／t
IV	[管理型産業廃棄物②] 廃石膏ボード	24,000 円／t
V	[特別管理産業廃棄物] 廃石綿等	30,000 円／t
上記以外の廃棄物については、理事長が別に定める。		

- (注)
- 1 処理料金は、消費税を含まない金額です。
 - 2 極端に低比重な廃石綿等及び廃プラスチック類等の料金については、最大積載量（容積トン）で算出します。
 - 3 宮城県産業廃棄物税条例（平成 16 年条例第 19 号）に基づき、産業廃棄物を最終処分場に搬入したときは、1 トンにつき 1,000 円の産業廃棄物税が排出事業者課税されます。
当社は産業廃棄物税の特別徴収義務者に指定されています。